



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 安永
代表者名 代表取締役社長 安永 暁俊
(コード：7271、東証第 1 部)
問合せ先 管理本部長 長谷川 恵一
(TEL. 0595-24-2122)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネット普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう、変更案第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 新たな機関設計として監査等委員会設置会社が創設されました。当社は、取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点から、自ら業務執行しない社外取締役の機能を活用することで中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
 - ② 会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 業務を執行する取締役がより積極的な経営判断ができるよう、会社法の規定に基づき、取締役会の決議により一定の限度において取締役の責任免除が可能となる変更案第 30 条第 1 項を新設するものであります。
- (4) その他、全般にわたり、字句の修正、条数の修正、構成の整理などを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以 上

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しております)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第1条～第14条 <条文省略></p> <p><新設></p> | <p>第1条～第14条 <現行どおり></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |
| <p>第15条～第16条 <条文省略></p> <p><新設></p> | <p>第16条～17条 <現行どおり></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> |
| <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 <条文省略></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> | <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 <現行どおり></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く)</u>は、8名以内とする。</p> |
| <p><u>2</u> <新設></p> <p>(取締役の選任)</p> | <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> |
| <p>第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p> | <p>第21条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 < 条文省略 ></p> <p>2 < 新設 ></p> <p>3 < 新設 ></p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 < 現行どおり ></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 < 条文省略 ></p> <p>2 < 新設 ></p> <p>3 < 条文省略 ></p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 < 現行どおり ></p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 < 現行どおり ></p> |
| <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 22 条 < 条文省略 ></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 24 条 < 現行どおり ></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 24 条 < 条文省略 ></p> <p>2 前項にかかわらず、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 < 現行どおり ></p> <p>2 前項にかかわらず、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u></p> | <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 31 条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、株主総会の決議によつて選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p><削除></p> |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p><削除></p> |
| <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> | <p><削除></p> |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間をさらに短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間をさらに短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 33 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> | <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第 34 条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 34 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (監査役の報酬等) | |
| 第 35 条 <u>当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> | <削除> |
| (社外監査役の責任免除) | |
| 第 36 条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。</u> | <削除> |
| 第 37 条～第 39 条 <条文省略> | 第 35 条～第 37 条 <現行どおり> |
| (会計監査人の報酬等) | (会計監査人の報酬等) |
| 第 40 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> | 第 38 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> |
| 第 41 条 <条文省略> | 第 39 条 <現行どおり> |
| (期末配当金) | (期末配当金) |
| 第 42 条 <u>当社は株主総会の決議によって毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u> | 第 40 条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u> |
| 第 43 条～第 44 条 <条文省略> | 第 41 条～第 42 条 <現行どおり> |
| <新設> | 附則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置) |
| | <u>第 69 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。</u> |